

# NATIONAL INSTRUMENTS

## ソフトウェア使用許諾契約書

インストールに当たっての注意事項:本書は契約書です。ソフトウェアのダウンロードまたはインストールを完了する前に、本契約書を注意してお読みください。ソフトウェアをダウンロードするか、または該当するボタンをクリックしてインストールを完了すると、お客様は、本契約の条項に同意し、本契約に拘束されることを承諾することになります。お客様が、本契約の当事者となり、本契約の条項すべてに拘束されることを希望されない場合には、インストールを中止するための適切なボタンをクリックして、ソフトウェアのインストールとご使用をご遠慮いただき、ソフトウェア(付属のドキュメンテーションおよびその付属パッケージを含みます。)を、その受領日より30日以内に購入先に返却するようお願いいたします。製品の返却条件等については、その時点におけるNIの返却に関するポリシーに従います。

### 1. 定義

本契約において、次の用語は以下の意味を有します。

- A. 「お客様」とは、本ソフトウェアを使用する個人、およびお客様が本ソフトウェアを雇用関係の範囲内で使用する場合にはお客様における雇用者をいいます。
- B. 「NI」とは、(1)本ソフトウェアが米国で製造された場合、National Instruments Corporation(米国デラウェア州法人)、(2)本ソフトウェアがアイルランド共和国で製造された場合または本ソフトウェアが DataFinder Server Edition、DIAdem、DIAdem Clip、DIAdem Insight もしくは DASyLab の場合、National Instruments Ireland Resources Ltd. (アイルランド共和国法人)、(3)本ソフトウェアがハンガリーで製造された場合、National Instruments Europe Kft (ハンガリー法に準拠する有限責任会社)をいいます。本ソフトウェアの製造場所がわからない場合には、National Instruments Corporation, 11500 North Mopac Expressway, Austin, Texas, U.S.A. 78759-3504 (担当 Legal Department)までご連絡ください。
- C. 「本ソフトウェア」には、本契約に付随して提供され、インストールされるコンピュータ・ソフトウェア・プログラムならびにこれに付属するすべてのドキュメンテーション、ユーティリティおよびドライバー・インターフェース・ソフトウェアをいいます。本ソフトウェアがNIのソフトウェア・パッケージの一部である場合、本ソフトウェアとは、お客様が取得したソフトウェア・パッケージを構成するすべてのNIソフトウェア・プログラム(付属するすべてのドキュメンテーション、ユーティリティおよびドライバー・インターフェース・ソフトウェアを含みます。)をいいます。本ソフトウェアには、NIが提供するすべての「アップグレード」(以下で定義します。)やすべてのマルチプル・アクセス・ソフトウェアが含まれます。ドライバー・インターフェース・ソフトウェアとは、お客様のコンピュータにインストールされる、National Instruments・ドライバー・インターフェース・バイナリー・コードのインストールの組み合わせ(NI-488、NI-488.2、NI-DAQ、NI-VXI、NI-VISA 等の組み合わせ)をいいます。

- D. 「アップグレード」とは、お客様がこれまでに NI からライセンスを受けているコンピュータ・ソフトウェアのサブメンタル・コードまたは交換コードをいいます。
- E. 「認定アプリケーション」とは、お客様が有効なライセンスを受けている本ソフトウェアの開発版を用いて作成したアプリケーションのみをいいます。前記にかかわらず、評価用ライセンスにより取得した本ソフトウェアを用いて作成したアプリケーションは、認定アプリケーションではありません。
- F. 「学術機関」とは、学位を授与する教育機関をいいます。
- G. 「学生」とは、学術機関に籍を有する(または継続して授業を履修している)個人をいいます。
- H. 「有効期間」とは、本契約が、NI またはお客様によって本契約の定めに従い早期に終了されない限り、お客様が本ソフトウェアを使用するための有効なライセンスを有している、製品説明に特定された期間をいいます。
- I. 「ソフトウェア・サービス」とは、本ソフトウェアに関連する保守およびテクニカル・サポートまたはその他のソフトウェア・サービス・プログラムをいい、いずれの場合にも、該当する見積書その他の書類に定める期間について存続します。プログラムについては、さらに、本ソフトウェア・サービスの会員証とともに提供された文書または VLP ライセンスの場合には VLP 付属ドキュメンテーションにおいて説明されます。
- J. 「コンピュータ」とは、1 台のコンピュータ、または、本ソフトウェアがバーチャル・マシンに関連して使用される場合には、1 台のコンピュータ上の 1 台のバーチャル・マシンをいいます。

## 2. ライセンスの付与

NI に対して適用される料金をお支払い頂くことを条件として、NI は、お客様に対して、本契約の条項のみに従って、本ソフトウェアを使用するための限定的な非独占的権利を付与します。本ソフトウェアは、テンポラリメモリ(すなわち RAM)にロードされるかまたはパーマメントメモリ(例えばハードディスク、CD-ROM、DVD-ROM、ネットワーク記憶デバイスまたはその他の記憶デバイス)にインストールされた時に、「使用」されていることとなります。お客様が同時使用ライセンスを取得したか、指定ユーザ・ライセンスで明示に規定されている場合を除き、フローティング使用、同時使用または共同での使用は、本契約上認められません。お客様に付与される具体的な使用権は、以下の通りとし、お客様が取得したライセンスの種類によります。

### A. 指定ユーザ・ライセンス

お客様が指定ユーザ・ライセンスを取得した場合、お客様は、書面で(NI 登録手順により)、ライセンスについて 1 人の指定ユーザ(以下「本指定ユーザ」といいます。)を指定する必要があります。本ソフトウェアは、指定された本指定ユーザの 1 つの職場においてコンピュータ 3 台までインストールすることができます。ただし、指定された本指定ユーザのみが本ソフトウェアを使用その他作動させることができ、また、本

ソフトウェアを同時に作動させてはなりません(すなわち一度に 1 台のコンピュータでのみ起動することができます)。お客様の裁量により、指定ユーザ・ライセンスをシングル・シート・ライセンスに変更することができます。この場合、お客様の職場のコンピュータ 1 台にのみ本ソフトウェアをインストールし、使用することができます。シングル・シート・ライセンスにおいては、すべての本ソフトウェアは、同一のコンピュータ上にインストールして使用しなければなりません、かかるコンピュータ上の本ソフトウェアにアクセスし、使用することができるお客様の社員の人数に制限はありません。ただし、本ソフトウェアを同時に作動させてはなりません(すなわち一度に 1 台のコンピュータでのみ起動することができます)。ソフトウェアが指定ユーザ・ライセンスまたはシングル・シート・ライセンスのいずれに基づき使用されるかにかかわらず、いかなる場合においても、本ソフトウェアのいかなる部分も、ネットワーク・ストレージ・デバイスにインストールまたは使用することはできません。お客様が VLP ライセンス(以下で定義します。)を有している場合で、指定ユーザ・ライセンスをシングル・シート・ライセンスに変更することを希望する場合、お客様は、NI がお客様に指定ユーザ・ライセンスの修正した数を反映した新しいライセンス・ファイルを送ることができるよう、NI に対して書面で通知しなければなりません。お客様は、指定ユーザ・ライセンスを他の指定されたユーザに移転することができます。ただし、かかる移転は 1 年間に 4 回まで行えるものとします。指定された本指定ユーザのライセンスが新しいユーザに移転された場合は、かかる新しいユーザは、NI に自身の名義で指定ユーザ・ライセンスを再登録する必要があります。

## **B. ボリューム/VLPライセンス**

お客様がボリューム・ライセンス・プログラム・使用許諾契約(以下「VLP」といいます。)の下でマルチプルユーザがソフトウェアを使用する権利を取得した場合、お客様は、NI によりお客様に提供される Volume License Manager ソフトウェア・ツール(以下「VLM」といいます。)をインストールし、使用するものとします。また、お客様は、社内におけるインストールを目的として本ソフトウェアを格納しているマスター・インストール・ディスクを配布し、サイトに所在するコンピュータ上でのみ使用することができます。VLP の一部として、お客様は VLP ドキュメンテーション(以下で定義します。)で特定された本ソフトウェアに関するソフトウェア・サービスを受けることになります。以下の「注意事項」は、VLP に関する重要な情報および追加条件を定めています。

## **C. 同時使用ライセンス**

お客様が同時使用ライセンスを取得した場合、サイト上の許可ユーザ向けの本ソフトウェアをインストールすることができます。ただし、いかなる場合も、本ソフトウェアに同時にアクセスもしくはこれを使用するか、またはその両方をする許可ユーザ(すなわち同時利用者)の数は、お客様が購入した最大シート数を超えてはならないものとします。お客様は前記の遵守を確保するために、本ソフトウェアへのエンドユーザのアクセスを管理する NI によりお客様に提供されるライセンス・マネージャ・ソフトウェアおよびライセンス・ファイルを使用することに同意するものとします。お客様の同時使用ライセンスは、本ソフトウェアの同時利用者の数がおお客様の購入した最大シート数を超えると自動的に終了するものとします。お客様が適時

にソフトウェア・サービスを更新しない場合、後にお客様がソフトウェアのアップグレードの入手を希望した際に、各シートにつき適用あるアップグレード費用を NI に対して支払わなければならないことがあります。

「許可ユーザ」とは、本ソフトウェアを使用するサイト上のエンドユーザをいいます。「サイト」とは、NI が当初本ソフトウェアを届けたお客様の施設および同じ国におけるお客様のすべての施設をいいます。「最大シート数」とは、NI によりお客様に提供される該当する見積書その他の書類に定める、お客様が取得したシートの数です。同時使用ライセンスとの関係では、北米自由貿易協定の加盟国または南アメリカに所在する全ての施設は、同じ国に所在するものとします。アイスランド、ノルウェー、スイス、アフリカまたは欧州連合の加盟国に所在する全ての施設は、同じ国に所在するものとします。また、アジアに所在する全ての施設は、同じ国に所在するものとします。

#### D. マルチプル・アクセス・ライセンス

お客様が使用する本ソフトウェアが、(i) NI の SDS ソフトウェア、(ii) GPIB-ENET または GPIB-ENET/100 向け NI-488.2 ソフトウェア、または (iii) NI の FieldPoint Explorer ソフトウェア(以下、個々にまたは総称して「マルチプル・アクセス・ソフトウェア」といいます。)である場合には、それぞれ下記の目的に限り、お客様の職場にあるコンピュータまたはストレージ・デバイス(数の限定はありません)に本ソフトウェア(NI により提供された当該ソフトウェアのいずれのバージョンも含まれます。)をインストールし、使用することができます。

- 上記(i) (SDS ソフトウェア)の場合には NI のシリアル・デバイス・サーバ・ハードウェア製品にアクセスする目的。
- 上記(ii) (GPIB-ENET または GPIB-ENET/100 向け NI-488.2 ソフトウェア)の場合には Ethernet を GPIB コントローラーにアクセスする目的。
- 上記(iii) (NI の FieldPoint Explorer ソフトウェア)の場合には FieldPoint シリアルまたは Ethernet ネットワーク・モジュールにアクセスする目的。

#### E. デバッグ・ライセンス

お客様がデバッグ・ライセンスを取得した場合、NI との間の個別の指定ユーザ・ライセンスまたはボリューム・ライセンスに基づき、該当する本ソフトウェアの構成部分(以下で特定します。)のライセンスを受けなければなりません。それにより、お客様は、デバッグ・ライセンスに基づき、(取得した各デバッグ・ライセンスにつき)追加の 1 台のターゲット・プロダクション・コンピュータ上に本ソフトウェアのかかる構成部分をインストールすることができます。該当する構成部分はそれぞれ、同一のターゲット・プロダクション・コンピュータ上で、デバッグのみを目的として、使用されなければなりません。いかなる場合においても、お客様は、新しいプログラム(例えばテスト・シーケンス/モジュール、パーチャル・インストールメント)を開発するために、構

成部分を使用することはできません。お客様が、一つのデバッグ・ライセンスにつき複数のターゲット機器上で構成部分を使用したり、既存プログラムをデバッグする以外の方法で構成部分を使用した場合、お客様のデバッグ・ライセンスは直ちに終了します。本ソフトウェアが NI TestStand の場合、該当する構成部分は、(i) お客様のシーケンスを実行するための NI TestStand Run-time Engine および完全な NI TestStand Sequence Editor 開発環境、(ii) LabVIEW のコピー 1 部および該当するソフトウェア・ツールキット、(iii) LabWindows/CVI のコピー 1 部および該当するソフトウェア・ツールキットとなります。本ソフトウェアが LabVIEW の場合、該当する構成部分は、LabVIEW のコピー 1 部および該当するソフトウェア・ツールキットとなります。本ソフトウェアが LabVIEW モジュールの場合、該当する構成部分は、LabVIEW DSC、LabVIEW Real-Time、LabVIEW FPGA または LabVIEW PDA のいずれかのコピー 1 部となります。本ソフトウェアが LabWindows/CVI の場合、該当する構成部分は、LabWindows/CVI のコピー 1 部および該当するソフトウェア・ツールキットとなります。

## F. アカデミック用ライセンス

### (1.) 学生用ライセンス

本ソフトウェアが学生版の場合、お客様は、(i) 学生でなければならず、(ii) 学生用ライセンスを取得しなければならず、(iii) 個人学習用の目的に限り本ソフトウェアを使用し、研究目的、専門的目的、商業的目的および産業目的を含むその他のいかなる目的でも本ソフトウェアを使用することはできません。NI が書面により明示に別段の指定を行う場合を除き、お客様は、そのライセンスが学術機関の在籍期間の終了後自動的に終了することを了承します。

### (2.) 小中高校用ライセンス

お客様が小中学校用ライセンスを取得した場合、お客様は、その小中学校用での教育目的に限り、本ソフトウェアを使用することができます。小中高校は、レベル K-12 および国際標準教育分類 (ISCED) レベル 0-3 と定義されます。お客様は、該当する見積書その他の書類において NI が書面で指定した台数以下のコンピュータ上に本ソフトウェアをインストールすることができます。前記権利は、一つの学校またはキャンパスに適用され、学校区域全体に及ぶものではありません。お客様は、該当する見積書その他の書類に記載されたキャンパス、学校または学部内に所在するコンピュータに適切にインストールされた本ソフトウェアを用いて作成した VI および実行ファイルを頒布することができます。ただし、(i) お客様は、かかる頒布に関する本契約の全ての条件を遵守し、(ii) かかる頒布は、その他の小中高校に対するものであって、教育的目的に限定されることを条件とします。上記は、小中高校ライセンスにおける唯一の頒布権です。本契約中に反対の趣旨の規定があったとしても、いかなる場合においても、お客様は、本契約で明示に認められている場合を除き、本ソフトウェアを用いて作成したアプリケーション (VI および実行ファイルを含みます。) を頒布してはなりません。研究目的、商業的目的または産業目的の小中高校ライセンスに基づく本ソフトウェアの

使用は禁じられます。本ライセンスの有効期間は、購入したオプションに応じて、期間の定めのあるものかまたは期間の定めのないものとすることができます。

### (3.) 学術指導用ライセンス

お客様が学術指導用ライセンスを取得した場合、お客様は、NI に提出した該当する発注書で選択したオプションに応じて、学術機関の学部、カレッジまたは特定の大学キャンパスにおける指導目的に限り、本ソフトウェアを使用することができます。以下のいずれかの基準を充たす使用は、「指導目的」とみなされます。

- (i) 学期またはその他の教育期間の終了時に学生に対する共通試験が行われ、かかる試験が(その全体または一部が)本ソフトウェアの学生による利用に関連していること。
- (ii) 本ソフトウェアを利用しなければならない宿題または同様の課題が成績評価を行うために試験の代わりとして課されること。

お客様は、該当する見積書その他の書類において NI が書面で指定した台数以下のコンピュータ上に本ソフトウェアをインストールすることができます。お客様は、本ソフトウェアを用いて作成した VI および実行ファイルを頒布することができます。ただし、(i)お客様は、かかる頒布に関する本契約の全ての条件を遵守し、(ii)かかる頒布は、学術目的に限定されることを条件とします。前記の限定的な頒布権を除いて、いかなる場合においても、お客様は、学術指導用ライセンスに基づき本ソフトウェアを用いて作成したソフトウェア成果物を NI の事前の書面承認を受けずに頒布することはできません。上記の一般性を制限することなく、本契約に基づき、本ソフトウェアを研究目的、商業目的または産業目的で使用することは禁じられています。お客様の学術指導用ライセンスの有効期間は、購入したオプションに応じて、期間に基づくものかまたは期間の定めのないものとすることができます。

### (4.) 学術研究用オプション

お客様が学術研究用オプションを取得した場合、お客様は、学術機関の学部、カレッジ又は特定の大学キャンパスにおける学術研究目的、指導目的および教育目的に限り、NI に提出した該当する発注書で選択したオプションに応じて、本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、該当する見積書その他の書類において NI が書面で指定した台数以下のコンピュータ上に本ソフトウェアをインストールすることができます。お客様は、本ソフトウェアを用いて作成した VI および実行ファイルを頒布することができます。ただし、(i)お客様は、かかる頒布に関する本契約の全ての条件を遵守し、(ii)かかる頒布は、学術目的に限定されることを条件とします。前記の限定的な頒布権を除いて、いかなる場合においても、お客様は、学術研究用ライセンスに基づき本ソフトウェアを用いて作成したソフトウェア成果物を NI の事前の書面承認を受けずに頒布することはできません。上

記の一般性を制限することなく、本契約に基づき、本ソフトウェアを商業目的または産業目的で使用することは禁じられています。お客様の学術教育用ライセンスの有効期間は、購入したオプションに応じて、期間に基づくものかまたは期間の定めのないものとすることができます。

#### G. 評価用ライセンス、発売前のソフトウェア

お客様が評価用ライセンスを取得した場合、社内での評価目的のためだけに、職場の複数台のコンピュータに本ソフトウェアをインストールし、使用することができます。お客様のライセンスは、お客様自身による社内使用に限定されます。したがって、本契約中に反対の趣旨の規定があったとしても、お客様は、本ソフトウェアを使って制作したアプリケーションを頒布または譲渡することはできません。また、お客様は、本ソフトウェアの使用に関して NI にフィードバック(お客様が発見することのあるエラーまたはバグを速やかに NI に報告することを含みます。)を提供するための合理的努力を払うことに同意します。お客様が NI に開示したかかるフィードバック(NI の現在または将来の製品およびサービスに対する変更または変更提案を含みますが、これに限りません。)(以下「本フィードバック」といいます。))は、本フィードバックに伴うかまたはその他これに関係する反対の趣旨の制限的または専有財産的な説明文があったとしても、秘密のものではなく、制限のないものとして、NI により受領され、扱われるものとします。お客様は、あらゆる目的のために(当該本フィードバックの NI の製品またはサービスへの取り入れまたは実行および NI が頒布もしくは提供する製品またはサービスに取り入れられまたは組み込まれた本フィードバックを表示、販売、サブライセンスおよび頒布することを含みますが、これに限りません。))本フィードバックを使用し、複製し、修正するための全世界における、無償の非排他的、永久および取消不能なライセンスを NI に付与します。またお客様は、本ソフトウェアが、評価限定かつまたは発売前のソフトウェアであることを了承し、承諾します。それゆえ、本ソフトウェアは、完全に動作しない可能性があり、お客様は本ソフトウェアの成果および性能に関する全ての危険を負担するものとします。NI は、本ソフトウェアをアップデートせず、サポート業務も行わないものとします。本ソフトウェアには、一定期間経過後に、本ソフトウェアを停止させ、使用不能にするコードが含まれていることがあります。本ソフトウェアは停止するまでの時間枠をお客様に警告しようとはしますが、お客様は、本ソフトウェアの警告の有無にかかわらず、停止するかまたは使用不能となる場合があることを了承し、これに同意します。このような停止をもって、本契約は終了したものとみなされます。本ソフトウェアが停止する前に、お客様は、NI に連絡し、該当するライセンス料を NI に支払い、NI から該当する認定コードを取得することにより、本ソフトウェアの評価用ライセンスを指定ユーザ・ライセンスに変更することができます。NI は、(その単独の裁量により、お客様に対する通知をもって)評価用ライセンスを終了することができ、これにより本契約は終了したものとみなされます。本ソフトウェアが発売前のソフトウェアから構成されており、お客様と NI との間アルファ/ベータ版のライセンス(以下「ベータ契約」といいます。))の対象でもある場合、ベータ契約の条件(当該契約条件は、本規定により、本契約の一部となるものとします。))は、お客様による本ソフトウェアの使用にも適用されます。本契約とベータ契約とが抵触する場合には、ベータ契約の条件が優先するものとします。

#### H. 注意事項

以下の規定が VLP (ボリューム・ライセンス・プログラム)に適用されます。

(1.) プログラムの要件

お客様は、各サイトについて別個のソフトウェア・アドミニストレーターを指名するものとし、ソフトウェア・アドミニストレーターを変更した場合は、NI に対して書面で速やかに通知するものとします。NI は、本ソフトウェアおよび NI VLM のマスター・インストール・ディスクをソフトウェア・アドミニストレーターに交付します。NI VLM は、付属のドキュメンテーションに従いインストールされ、使用されるものとします。お客様が、VLP の対象となるべき本ソフトウェアに対する個々のシングル・シート・ライセンスまたは指定ユーザ・ライセンスを既に有している場合には、(i)お客様は、かかる各ライセンスの製品、プラットフォームおよびシリアルナンバー情報を書面で NI に通知するものとし、(ii)かかる各ライセンスは、(VLP 発効日付けで)失効し、VLP に変更されるものとし、(iii)かかる各ライセンスに関する個別の全てのシリアル・ナンバーは失効し、VLP に割り当てられた一つの共通シリアルナンバーに変更されるものとします。ソフトウェア・サービスに関して、NI は、市販されている本ソフトウェアの最新バージョンにソフトウェア・サービスを限定する権利を留保しているものとします。

(2.) アクティビティ・コンプライアンス・ログ

お客様は、各サイトに関するアクティビティ・コンプライアンス・ログを、(i) VLP の有効期間中は VLP 発効日の 1 年後にあたる日および(ii) VLP 終了日の後速やかに(ただし、いかなる場合においても 15 日以内)、NI に提出するものとします。NI は、お客様に通知の上、アクティビティ・コンプライアンス・ログの正確性を確認するためにサイトおよび該当する記録を検査することができます。お客様は、明らかになった支払不足について、NI から当該支払不足について書面通知を受領してから 30 日以内に、NI に対して、支払うものとします。さらに、お客様に支払不足が存在した場合には、NI は、お客様に対して、その支払不足の検証のために NI が実際に負担した合理的な費用を支払うよう請求できるものとします。

(3.) 購入注文および請求

お客様は、以下に従って、NI に対して購入注文を行うものとします。

- a. VLP に関して NI がお客様に提供した見積書に記載された期間内のアクティベーション料金
- b. 各アクティビティ・コンプライアンス・ログとともに、追加指定ユーザ料金
- c. お客様が VLP の更新を希望する場合、各年間アクティビティ・コンプライアンス・ログとともに、VLP 更新料金

ソフトウェア・サービスは、各指定ユーザについて必要なもので、年に一度請求されますが、お客様が購入注文を提出し、本ソフトウェアが各追加指定ユーザにインストールされた日より前に該当する追加追加ユーザ料金を支払った場合に限り、日割計算されます。お客様は、全ての請求につき、その受領後 30 日以内に支払うものとします。

#### (4.) VLPの有効期間

VLPの当初の有効期間は、VLP発効日から1年間とします。お客様はVLPをさらに1年間ずつ更新することができます。お客様がVLPをさらに1年間更新することを希望する場合、お客様は、本ソフトウェアを使用する指定ユーザ数を確定するために、現行の有効期間の満了日より60日以上前に、現在のアクティビティ・コンプライアンス・ログをNIに提出しなければいけません。その後、NIは、更新期間についてのソフトウェア・サービスの見積もり(以下「VLP更新料金」といいます。)をお客様に提示します。NIは、お客様が更新希望時にNIに提出したアクティビティ・コンプライアンス・ログには反映されていなかったが、実際には使用されていた本ソフトウェアの追加コピーについても反映させるため、VLP更新料金(該当する場合)を変更する権利を留保しています。VLPは、お客様が、VLP発効日から1年後の日より60日以内に、VLP更新料金についての購入注文をNIに提出した場合には、その都度、1年間更新されます。お客様がソフトウェア・サービスの購入注文を適時に行わなかった場合、VLPは自動的に、かつ、直ちに終了します。本ソフトウェアおよびNI VLMには、VLPが終了した後にお客様がVLPに基づき本ソフトウェアを使用する能力を無効にするコードが含まれています。NI VLMは、お客様が本ソフトウェアにアクセスし、使用する能力が無効になる期限について、お客様に対して警告するよう企図されていますが、お客様は、VLP終了に伴う警告の有無にかかわらず、本ソフトウェアが自動的に無効となったり、使用不能となることがあることを了承します。VLPの終了により、(I) NIはVLPに基づく本ソフトウェアのソフトウェア・サービスの提供を停止し、(II)お客様が指定ユーザ料金を支払った本ソフトウェアの各使用は、自動的に(NI側のさらなる行為を要することなく)シングル指定ユーザ・ライセンスに変更され、かつ(III)後日お客様がVLPの更新を希望する場合は、NIに対するアクティベーション料金の支払いが必要となります。NIは、VLPの終了後、お客様が引き続き本ソフトウェアの指定ユーザ・ライセンスの該当ナンバーを使用できるようにするライセンス・ファイルのアップデート版を提供するよう努力するものとします。ただし、お客様が指定ユーザ・ライセンスの該当ナンバーに引き続きアクセスし、使用するために、ライセンス・ファイルをNIから入手し、ライセンス・ファイルをNI VLMとともにインストールし、使用することは、お客様側の責任となります。さらに、後日お客様が本ソフトウェアのアップグレード版の取得、本ソフトウェアのソフトウェア・サービスの購入または本ソフトウェアの該当指定ユーザ・ライセンスの個別のシリアル・ナンバーを希望する場合は、お客様は、NIに対し、各指定ユーザ・ライセンスについての該当料金を支払う必要があります。

#### (5.) 追加の定義

VLP において、次の用語は、以下の意味を有します。

「アクティベーション料金」とは、NI の見積書記載の金額を意味します。アクティベーション料金の支払いにより、お客様は、お客様が指定するサイトにおいて使用する本ソフトウェアのための既存の個々の指定ユーザ・ライセンスまたはシングル・シート・ライセンスを VLP へ変更すること、および/またはサイトにおいて NI の見積書記載の指定ユーザ数 (すなわち初回指定ユーザ数) に対する VLP を取得することができます。アクティベーション料金は、初回指定ユーザに対するワンタイム・ライセンス料および 1 指定ユーザに対するサポート・サービスの年間料金から構成されています。ドキュメンテーションは、電子的フォームでのみ交付され、本ソフトウェアのマスター・インストール・ディスクに添付されています。ただし、お客様は、NI の現行価格により、紙媒体のドキュメンテーションおよび追加のマスター・インストール・ディスクのセットを NI から購入することができます。

「アクティビティ・コンプライアンス・ログ」とは、NI VLM により生成された報告およびその他の該当する情報をいいます。

「追加指定ユーザ料金」とは、VLP の有効期間中に初回指定ユーザ数を超えて本ソフトウェアをインストール(すなわち使用)する各指定ユーザに対する料金(ワンタイム・ライセンス料およびサポート・サービスの年間料金から構成されています。)を意味します。VLP の初年度の追加指定ユーザ料金は、NI の見積書に定められています。

「NI VLM」とは、本ソフトウェアへのエンドユーザのアクセスを管理し、アクティビティ・コンプライアンス・ログを含む使用遵守状況についての情報を生成する NI のコンピュータ・ソフトウェアをいいます。

「サイト」とは、VLP ドキュメンテーションに別段の定めがない限り、ソフトウェア・アドミニストレーターの物理的な位置を意味します。

「ソフトウェア・アドミニストレーター」とは、サイトにおいて、VLP の管理に責任を負う個人をいいます。各ソフトウェア・アドミニストレーターは、本ソフトウェアおよび NI VLM のマスター・インストール・ディスクの配布ならびにそのインストールおよび使用を監督する責任を負います。

「VLP ドキュメンテーション」とは、お客さまが VLP に関して NI から取得した見積書およびお客様が NI から取得した VLP ウェルカム・キットをいいます。

「VLP 発効日」とは、VLM ウェルカム・キットがお客様に対して送付された日をいいます。

「VLP 終了日」とは、VLP が上記規定に従い終了する日をいいます。

### 3. ライセンス期間

本契約は、(a)以下の規定に従ったお客様または NI による終了、または(b)本契約に基づきお客様にライセンス付与された本ソフトウェアがなくなった時のうち、いずれか早い時点まで継続するものとします。

#### A. 有期ライセンス

お客様は、各有期ライセンスが、ライセンスを受けている本有効期間に相当する期間の満了後、自動的に失効することを了承します。ただし、お客様が、その時点において適用ある有期ライセンス料を支払うことにより、ライセンスを継続する場合にはこの限りではありません。お客様は、ライセンス料を支払わずかつ(該当する場合に)新しい認証コードを提供されない限り、本ソフトウェアが、動作を停止し、使用不能となることがあることを了承します。本有効期間満了後に本ソフトウェアを使用した場合には、本契約の条件に違反することになります。

#### B. 永久ライセンス

お客様は、本ソフトウェアを期限の定めなく使用する権利を有します。ただし、本契約に別途定める契約終了に関する条項の制限に服します。お客様がソフトウェア・サービスを購入している場合、お客様は、本ソフトウェアのサポートが、ソフトウェア・サービスの注文書に定められた期間に限り継続することを了承します。かかる期間満了後、お客様は、本ソフトウェア・サービスが提供される限り、その時点において適用ある NI の価格により本ソフトウェア・サービスを引き続き購入することができます。

### 4. 制限

お客様は、(i)本ソフトウェアのリバースエンジニア、逆コンパイルまたは逆アセンブル(これらの制限が適用法により明示に禁止されている範囲を除きます。)、(ii)本ソフトウェアのサブライセンス、リースもしくは貸与、(iii)(本契約で明示に認められている場合を除き)本ソフトウェアの全部もしくは一部の頒布、修正もしくは派生物の作成または本ソフトウェアを使って制作されたアプリケーションの頒布、(iv)直接または間接かを問わず、米国の法令およびお客様が本ソフトウェアを使用またはダウンロードする国の法令に違反する本ソフトウェアの輸出、再輸出、ダウンロードまたは出荷を行うことはできません。さらに、本ソフトウェアは全て該当する本ソフトウェアの付属のドキュメンテーションに従って使用されるものとし、当該ドキュメンテーションまたは本契約の目的を無視することを意図した(または無視した)方法で使用されないものとします。指定ユーザ・ライセンスで明示に認められている場合を除き、または、お客様が同時使用ライセンスを取得した場合を除き、いかなる場合においても、「フローティング」または共同での使用は、本契約においては認められません。ただし、本契約のいかなる規定も、お客様が、NI ソフトウェアおよび第三者のハードウェアと共に利用するために、独自のドライバー・インターフェース・ソフトウェアを作成することを禁じるものではありませんが、この作成に当たって、お客様は、本ソフトウェアのドライバー・インターフェースを(全部または一部について)修正、補足または使用しないことを条件とします。

上記に加え、本ソフトウェアの使用は、お客様所有のコンテンツ、公知のコンテンツまたは適正にライセンスされたコンテンツの用に供する目的のみに限られます。お客様が、本ソフトウェアの使用のために、コンテンツファイルを作成、複製、ダウンロード、記録またはセーブするため、または本ソフトウェアと関連して用いられるそういったコンテンツファイルを供給または頒布するためには第三者から特許権、著作権またはその他のライセンスを受ける必要がある場合があります。お客様は、お客様が本ソフトウェアおよびドキュメンテーションを使用する法域における全ての適用法(著作権その他の知的財産権に関する適用規制を含みますが、これらに限られません。)を遵守しつつ、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションを使用しなければならないことに同意します。お客様は、各管轄区域における著作権法によって保護されるコンテンツファイルその他の著作物へのアクセス制御のための技術的手法および権利行使を回避するための装置、プログラムまたはサービスと共に、または上記のような目的で、本ソフトウェアを使用しないものとします。

## 5. 移転

お客様が指定ユーザ・ライセンスを受けている場合、または本ソフトウェアがマルチプル・アクセス・ソフトウェアの場合には、お客様が移転について(第三者の名称および所在地を含みます。)書面によりNIに通知し、第三者が本契約の条件を受諾し、移転後お客様が本ソフトウェア(受領したすべてのアップグレードを含みます。)のいかなるコピーも留保せず、本ソフトウェアに付属するすべての文書を保有しないことを条件として、かかる第三者に本ソフトウェアを移転することができます。NIは、その裁量により、本ソフトウェアの移転にかかる手数料をお客様に請求することができます。お客様がボリューム・ライセンス、同時使用ライセンス、アカデミック用ライセンス、学生用ライセンス、またはデバック・ライセンスを受けている場合、ライセンスは移転不能であり、お客様は、第三者または(ボリューム・ライセンスに関しては)NIからの該当文書で明示に指定されていない(お客様の)場所もしくは施設に本ソフトウェアを頒布その他の方法で提供することはできません。

## 6. アップグレード

本ソフトウェアがアップグレードの場合、お客様は、(アップグレードの受領時に)既存の本ソフトウェアを使用するための有効なライセンスを受けている場合に限り、本ソフトウェアを使用することができます。またアップグレードに付随する使用許諾契約(以下「アップグレード・ライセンス」といいます。)は、アップグレードの使用に適用されます。(既存の本ソフトウェアおよび本ソフトウェアのアップグレードのいずれについても)いかなる場合においても、本ソフトウェアは、該当するライセンスにより認められた合計台数のコンピュータ上にもみインストールされ、使用されることを条件として、お客様は、(i)既存の本ソフトウェアに付随するライセンスまたは(ii)アップグレード・ライセンスのいずれか(お客様の裁量により選択することができます)に従って、既存の本ソフトウェアを引き続き使用することができます。

## 7. 家庭での使用に関する例外

本契約中に反対の趣旨の規定があつたとしても、お客様が企業等の場合は、当該ライセンスにおける指定された本指定ユーザ(またはシングル・シート・ライセンスの場合には、コンピュータに当該ライセンスに基づき本

ソフトウェアがインストールされ、使用される 1 台のコンピュータの主たるユーザ)は、当該ユーザの家庭のコンピュータ 1 台に本ソフトウェアをインストールし、使用することができます。ただし、(i)本ソフトウェアの使用は、上記 2 に列挙するライセンス(同時使用ライセンスを除きます。)のいずれかに基づくものとし、(ii)かかる家庭のコンピュータでの本ソフトウェアの使用は、当該ユーザとお客様との雇用関係において遂行される仕事に限定され、また当該ユーザは、お客様との雇用関係が終了したか、または本契約が終了した(いずれか早い方の)時点で速やかに家庭のコンピュータから本ソフトウェアを削除しなければなりません。前記にかかわらず、お客様が同時使用ライセンスを取得している場合、「家庭での使用に関する例外」の適用はありません。

#### 8. ドライバー・インターフェース・ソフトウェアの変更

ドライバー・インターフェース・ソフトウェアは、National Instruments Corporation のハードウェアで使用するためにドライバー・インターフェース・ソフトウェアを設定することを目的とする場合を除き、追加コードにより修正、変更または補足されることはありません。

#### 9. 複数のバージョン(CD-ROM/DVD-ROM)

本ソフトウェアが、異なるオペレーティング・システムと使用するために本ソフトウェアの複数のバージョンを含む CD-ROM または DVD-ROM により頒布された場合、お客様は、本ソフトウェアの一つのバージョンのみを使用することができます。かかる制限はマルチプル・アクセス・ソフトウェアには適用されません。

#### 10. ソフトウェア/ハードウェア・キー

本ソフトウェアがソフトウェアキーコードまたはハードウェアキーを必要とする場合、お客様は、本ソフトウェアが、ある特定のソフトウェアキーコードまたはハードウェアキーがなければ機能しないことを了承します。このソフトウェアキーコードまたはハードウェアキーは、NI がお客様に提供し、お客様は、このソフトウェアキーコードまたはハードウェアキーを、その提供を受けた本ソフトウェアにのみ使用することに同意します。NI は(その単独の裁量により)、お客様が該当するライセンス料をお支払い頂く前に、該当するキーを提供することができますが、お客様は引き続き NI に対してライセンス料の支払義務を負います。

#### 11. 著作権、その他のライセンスの不存在

本ソフトウェアは NI または NI へのサプライヤーにより所有されているものであり、適用ある著作権法および国際条約規定により保護されています。このため、お客様は、本ソフトウェアを他の著作物と同様に取り扱うものとします。ただし、お客様は、バックアップまたはアーカイブ目的に限り、本ソフトウェアのコピーを作成することができます。本契約で明示的にお客様に対して許諾されていない権利はすべて NI に留保されています。さらに、上記を制限することなく、いかなるライセンスまたはいかなる種類の権利(明示のライセンス、黙示のライセンス、消尽の法理その他どのような根拠によるか否かを問いません。)も、NI 特許(本契約で特定されてい

るか否かは問いません。)または NI もしくは第三者のその他の商品に関する NI の知的財産権(その他の製品の使用权を含みます。)に基づき許諾されているものではありません。

## 12. 特許および商標に関する表示

National Instruments の製品に関する特許については、お客様のソフトウェアの「ヘルプ」→「特許情報」を選択すると表示される製品情報、お客様の CD-ROM または DVD-ROM にある patents.txt ファイル、または ni.com/patents をご参照ください。National Instruments、NI、ni.com および LabView は、National Instruments Corporation の商標です。DIAdem および DASyLab は National Instruments Ireland Resources Ltd の商標です。National Instruments の商標の詳細については、ni.com/legal の「使用条件 (Terms of Use)」をご覧ください。さらに、本契約で使用されたその他のすべての商品名と会社名は、各関係会社の商標または商号です(またその可能性があります)。

## 13. アプリケーションの展開

お客様は、以下の(A)項および(B)項に定める各要件に従うことを前提として、認定アプリケーション(お客様が認定アプリケーションの一部とするか、または、認定アプリケーションと一括にすることのある本ソフトウェア用ランタイム・エンジンおよびドライバ・インターフェース・ソフトウェアを含みます。)を頒布するか、またはその他の方法で利用に供することができます。

### A. 頒布要件

- (1) “Copyright c [年] National Instruments Corporation. All Rights Reserved.”という著作権表示を、認定アプリケーションの About Box および認定アプリケーションの各コピーとともに頒布される文書中に収録すること(かかる表示と共に、お客様自身の著作権表示を収録することができます)。
- (2) NI の事前の書面による明示の承諾なしに、NI の社名、ロゴあるいは商標を使用して、認定アプリケーションを市販することはできません。
- (3) お客様のアプリケーションの使用または頒布に起因するあらゆる請求または訴訟(弁護士報酬を含みます。)について、その一部がNIの併存的な過失その他の落ち度または無過失責任による場合であっても、お客様は、NIを補償し、不利益を与えないものとし、NIを防御することに同意します。ただし、お客様のかかる契約上の補償義務は、請求者の被った損害もしくは人体の損傷または和解金額のうち、法律上NIの過失その他の落ち度または無過失責任に帰せられる割合を越えないものとします。
- (4) お客様は、Microsoft SDK ファイルまたは他の第三者のファイルを使用する場合、SDKLIC.TXT または他の対応するファイルに記載された条件に従います。

(5.) お客様が、自己の認定アプリケーションで本ソフトウェア用ランタイム・エンジンまたはドライバ・インターフェース・ソフトウェアを頒布する場合は、本契約またはお客様自身の使用許諾契約(本契約を実質的に踏襲するもの)をお客様のエンドユーザに引き継がなければなりません。その場合、お客様のエンドユーザに以下につき制限を課すものとします。(i)本ソフトウェアのリバースエンジニア、逆コンパイルまたは逆アセンブル(これらの制限が適用法により明示に禁止されている範囲を除きます。)、(ii)本ソフトウェアのサブライセンス、リースもしくは貸与、(iii)本ソフトウェアの一部の頒布、修正もしくは派生物の作成、(iv)National Instruments Corporation のハードウェアで使用するためにドライバ・インターフェース・ソフトウェアを設定することを目的とする場合以外での、ドライバ・インターフェース・ソフトウェアの追加コードによる修正、変更または補足、(v)直接または間接かを問わず、米国の法令に違反する本ソフトウェアの輸出、再輸出、ダウンロードまたは出荷。

## B. 料金

原則として、お客様は、NI に追加料金を支払わずに、認定アプリケーションを頒布するかまたはその他の方法で利用に供することができます。ただし、認定アプリケーションが LabVIEW Real-Time、LabWindows/CVI Real-Time、LabVIEW Remote Panels、LabVIEW Datalogging and Supervisory Control Module、National Instruments SQL Toolkit、National Instruments Sound and Vibration Toolkit、National Instruments Modulation Toolkit、National Instruments Sound and Vibration Measurement Suite、LabVIEW PDA Builder、National Instruments Vision Development Module、National Instruments Vision Acquisition Software、National Instruments Vision Builder for Automated Inspection、National Instruments Switch Executive、National Instruments TestStand、National Instruments Test Executive、National Instruments Lookout、NI-Device、DASYLab または NI が随時指定するその他の本ソフトウェアのいずれかを利用して作成された場合には、お客様は(認定アプリケーションおよび本ソフトウェア用の対応するランタイム・エンジンを頒布するかまたはその他の方法で利用に供する前に) (i)受領者が認定アプリケーションを使用する各コンピュータについて、かかる本ソフトウェアの有効なライセンスを有していることを確認するか、または(ii)NI から書面による頒布承認を取り付け、(NI の要請がある場合)頒布した各認定アプリケーションについて、コピー1 部あたりの頒布/開発料金を支払わなければなりません。さらに、認定アプリケーションにおいてドライバ・インターフェース・ソフトウェアを使用するか、コールその他の方法によりアクセスする場合、お客様は(認定アプリケーションおよび対応するドライバ・インターフェース・ソフトウェアを頒布する前に) (i)受領者が認定アプリケーションを使用する各コンピュータについて、かかるドライバ・インターフェース・ソフトウェアの有効なライセンスを有していることを確認するか、または(ii)NI から書面による頒布承認を取り付け、(NI の要請がある場合)頒布した各認定アプリケーションについて、コピー1 部あたりの頒布/開発料金を支払わなければなりません。コピー1 部あたりの頒布/開発料金の金額については、NI または場合によりお客様の国の NI 子会社にお問い合わせください。

#### 14. 限定的保証

本ソフトウェアが保証なしに提供されている評価用ライセンスに基づき提供された本ソフトウェアを除き、NIは本ソフトウェアがお客様に出荷された日から90日間、お客様のためだけに、(i)本ソフトウェアが付属の文書に実質的に従って作動すること、および、(ii)本ソフトウェアが記録されているメディアが、通常の使用と操作のもとでは、原材料上および製造上の欠陥がないことを保証します。ソフトウェアの交換品については、30日間または当初の保証残存期間のいずれか長い方の期間保証されます。州または法域によっては、明示または黙示の保証期間の制限を認めない場合もありますので、その場合には前記制限または本契約に定めるその他の制限が適用されないこともあります。その場合、保証は、適用法が認める最低保証期間に制限されます。保証の対象となる本ソフトウェアをNIにご返却いただく場合、事前にNIから返品確認(RMA: Return Material Authorization)番号を取得する必要があります。また、NIへの返品に要する往復の送料はお客様にご負担いただくものとします。事故、乱用、誤用、ユーザによる不正なキャリブレーション、またNIが本ソフトウェアとの併用を意図しない第三者の製品(ハードウェアまたはソフトウェア)、不正なハードウェアまたはソフトウェアキー(該当する場合)の使用、または本ソフトウェアの未許可の保守の結果生じた本ソフトウェアの不具合については、上記限定的保証は効力を有しません。

#### 15. 顧客の救済方法

前項の限定的保証に関するNIの唯一の義務(お客様の唯一の救済方法)として、NIは、NIの選択により、NIに支払われた料金の返還または本ソフトウェアの修理/交換を行います。ただし、これは保証期間中に該当する欠陥に関する書面による通知を受理することが条件となります。かかる請求原因の発生から1年を超えた場合、お客様は前記の限定的保証による救済の履行を求めて訴訟を提起することはできません。

#### 16. その他の保証の不存在

前記に明示的に規定されるものを除いて、本ソフトウェアは他のいかなる保証もなく、「現状有姿(“AS IS”)」の状態で提供されます。本ソフトウェアに関しては、明示、黙示を問わず、いかなる保証(商品性、特定の用途に対する適合性、所有権の帰属または第三者の権利を侵害していないことに関する黙示の保証、または商取引の利用や取引の過程で発生する可能性のあるその他一切の保証を含みます(ただしそれに限定するものではありません。))もなされていません。NIは、本ソフトウェアの使用またはその使用の結果に関して、正確さ、精度、信頼性、その他の点について一切の保証または表明を行なうものではなく、また本ソフトウェアの操作に中断やエラーがないことは保証しません。NIは本契約書に記述のない一切の保証を明示的に放棄します。

#### 17. 知的財産に関する補償

NIは、自己の費用負担により、お客様の有するライセンスにより認められた態様での本ソフトウェアの使用に起因する請求において、本ソフトウェアが米国、カナダ、メキシコ、日本、オーストラリア、スイス、ノルウェーまた

は欧州連合の法律の保護を受けた特許、著作権または商標を侵害していると主張されている限りにおいて、かかる請求について防御するものとします。ただし、当該請求が、NIが製造していない機器もしくは装置と共になされた本ソフトウェアの使用に起因するものではないこと、およびNIが行ったのではない本ソフトウェアの変更<sub>に</sub>起因するものでないことを条件とします。さらに、お客様が、かかる差し迫った請求の通知を受け次第、これを書面によりNIに直ちに通知し、その防御に際して、NIに完全に協力することを条件とします。NIがかかる請求の防御または和解を行うのに必要な権限、支援および情報をお客様がNIに提供した場合、NIは、当該請求に関する最終的な損害賠償額または和解額およびお客様がNIの書面要請により負担した費用を支払うものですが、NIは事前のNIの書面承諾を得ずになされた和解については責任を負わないものとします。本ソフトウェアが、前記の権利を侵害していると判断され、その使用を禁止された場合、または本ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害していると判断される可能性がある場合、NIは、その選択により、(i)お客様のために本ソフトウェアの使用権を確保するか、(ii)本ソフトウェアを権利侵害のない他のソフトウェアと交換もしくは変更するか、あるいは(iii)お客様から権利侵害のある本ソフトウェアの返品を受けた上で、お客様がNIに支払ったライセンス料をお客様に返金するものとします。前記は、本ソフトウェアに関する特許、商標、著作権その他の知的財産権の侵害に関するお客様の唯一の救済と、NIの全責任を定めるものであります。かかる限定的補償は、侵害に対するその他の法定または黙示の保証・補償に代替するものとします。なお、上記の補償義務は、NI製品に組み込まれ、またはその他の態様によりNI製品と共に提供された第三者の製品には適用されないものとします。従って、お客様は、第三者の製品にかかわる侵害請求に対する救済については、当該第三者製造者に求めることに同意するものとします。

## 18. 責任の限定

NIとそのライセンサー、ディストリビューターおよびサプライヤー(これらの取締役、役員、従業員および代理業者を含みます。)の全責任は前記の通りです。適用法が容認する範囲で、NIとそのライセンサー、ディストリビューター、およびサプライヤー(これらの取締役、役員、従業員、および代理業者を含みます。)は、その損害が発生する可能性を通告されていた場合においても、特別、直接的、間接的、付随的、懲罰的、または派生的に生じた損害、費用、利益の逸失、貯蓄の損失、業務への支障、業務に関する情報の逸失、またはその他の本ソフトウェアの使用あるいは使用不能、本ソフトウェアに関連する技術サポートサービスまたは関連ハードウェアにより生じた損害を含む(それに限定されません。)いかなる損害に対しても一切の責任を負いません。お客様は、適用される料金および価格が、かかるリスク配分を反映していることを了承するものとします。州または法域によっては、派生的または付随的な損害に対する責任の免除または限定が認められない場合があるため、前記の限定は適用されないことがあります。上訴不可能な最終審判において管轄を有する裁判所により、本ソフトウェア、サービスまたはハードウェアに欠陥があり直接的に人体の損傷、死亡事故、または物的損害を引き起こしたと決定されたために、前記の責任の限定が効力を有しない場合には、物的損害に対するNIの責任の上限は、\$ 50,000(U.S.)または本ソフトウェアに支払われたライセンス料のいずれか大きい方の金額とします。

## 19. 警告

(1) NI の製品は、外科移植での使用およびそれに関連する使用、または故障により人体へ重大な危害を加えることが予測される人命維持装置の重要な構成要素としての用途に適する信頼性を確保できるような部品および検査を採用して設計されておりません。(2) 前記に加えて、いかなるアプリケーションにおいても、本ソフトウェア製品の動作の信頼性は、電源供給の変動、コンピュータハードウェア動作不良、コンピュータのオペレーティングシステムソフトウェアの適合性、アプリケーション開発に使用するコンパイラおよび開発ソフトウェアの適合性、インストール時のエラー、ソフトウェアとハードウェアの互換性問題、電子監視装置あるいは制御装置の動作不良または故障、電子装置(ハードウェアおよび/またはソフトウェア)の一時的故障、想定されていない使用や誤使用、またはユーザやアプリケーション設計者の過失などを含むがこれらに限定されない有害な要素(これらの有害な要素を以下「システムの故障」と総称します。)により損なわれることがあります。システムの故障が人体または所有物に損傷の危険(人体の損傷および死亡事故を含みます。)をもたらすようなアプリケーションに関しては、システムの故障の危険があるため、単独の形態の電子システムのみに頼ってはならないものとします。損傷、人体の損傷、または死亡事故を避けるため、ユーザやアプリケーション設計者は、システムの故障を防ぐための合理的にみて慎重な処置(一時停止メカニズムやバックアップを含むがそれに限定されません。)をとらなければなりません。各エンドユーザのシステムはカスタマイズされNIの試験用プラットフォームとは異なる上、ユーザやアプリケーション設計者は、NIにおいて評価または予期していない方法でNIの製品を他製品と併用することがあります。そのため、NI製品がシステムまたはアプリケーションに組み込まれている場合は常に、ユーザまたはアプリケーションの設計者は、NI製品の適合性(当該システムまたはアプリケーションの設計、加工、および安全性レベルを含むがこれに限定されない)を検証し確認する最終責任を負うものとします。

## 20. 米国政府の限定権利

お客様が米国政府の機関、部署、あるいはその他の事業体(以下「米国政府」といいます。)である場合には、本ソフトウェアあるいは技術データまたはドキュメンテーションを含む全ての関連文書の使用、複製、再製、リリース、修正、開示または転送は、民間機関用の連邦調達規則 12.212(その後の変更または差替を含みます。)と軍事機関用の国防省連邦調達規則補足 227.7202(その後の変更または差替を含みます。)に従って制限されています。本ソフトウェアは商用コンピュータ・ソフトウェアで関連文書は商用コンピュータ・ソフトウェア関連文書です。本ソフトウェアならびに関連文書の使用は本契約の条件または本契約の変更に従って、さらに制限されることとなります。契約者/製造者は 11500 North Mopac Expressway, Austin, Texas, U.S.A., 78759-3504 に所在の National Instruments Corporation です。

## 21. 遵守

お客様は、NI がお客様による本契約の条件の遵守を確認できるようにするため、NI が(お客様に合理的な通知をした上で)お客様の通常の業務時間中に調査を行うために、すべての該当する記録を NI に提供することに同意します。さらに、お客様が企業等の場合は、NI または NI から委任を受けた代理人の要請により、NI に対して、お客様とその雇用者による本ソフトウェアの使用は本契約の条項に従っていることを、書面

で速やかに文書で証明することに同意するものとします。NIは、お客様の本契約の遵守を確保するため、(書面通知をもって)通常の業務時間中にお客様による本ソフトウェアの使用につき検査することができます。この検査結果により、お客様がNIに支払うべき該当料金の支払いが不足することが判明した場合、お客様は、(i)直ちにかかる不足額をNIに支払い、(ii)NIに対して検査費用を償還するものとします。

## 22. 終了

本契約は、お客様が本契約の条項に従わなかった場合には、自動的に終了します。本契約の終了に際して、その終了理由にかかわらず、お客様は、本ソフトウェアのコピーを全て破棄するものとします。

## 23. 総則

- A. 本ソフトウェアが米国で製造された場合、(1)本契約は、国際動産売買契約に関する国際連合条約の適用はなく、かつ抵触法の原則を考慮することなく、米国テキサス州法に準拠し、(2)本契約に基づくすべての訴訟の非専属的管轄裁判所は米国テキサス州トラビス郡の裁判所とするものとし、当事者はかかる裁判所の管轄権に服することに合意します。
- B. 本ソフトウェアがアイルランド共和国で製造された場合または本ソフトウェアが DIAdem、DIAdem Clip、DIAdem Insight または DASyLab である場合、(1)本契約は、国際動産売買契約に関する国際連合条約の適用はなく、かつ抵触法の原則を考慮することなく、アイルランド共和国法に準拠し、(2)本契約に基づくすべての訴訟の非専属的管轄裁判所はダブリンの裁判所とするものとし、当事者はかかる裁判所の管轄権に服することに合意します。
- C. 本ソフトウェアがハンガリーで製造された場合、(1)本契約は、国際動産売買契約に関する国際連合条約の適用はなく、かつ抵触法の原則を考慮することなく、ハンガリー法に準拠し、(2)本契約に基づくすべての訴訟の非専属的管轄裁判所はハンガリーの裁判所とするものとし、当事者はかかる裁判所の管轄権に服することに合意します。
- D. 本契約(および VLP(適用ある場合))は、本ソフトウェアに関するお客様と NI 間の完全な合意を構成し、本契約の主題に関するお客様と NI 間の口頭もしくは書面による提案、従前の契約、発注その他の通信に取って代わるものです。本契約の条件と VLP ドキュメンテーションが抵触する場合、本契約の条件が優先し、適用されるものとします。
- E. 本契約の対象事項に関して本契約の当事者の一方が他方に対して訴訟を提起した場合、勝訴当事者は、訴訟上の救済に加えて、合理的な弁護士報酬および裁判費用を回収することができます。本契約のいずれかの条項が無効と判断された場合には、当該条項は執行可能となるよう修正され、完全な執行力を有するものとし、一方、本契約書の残りの部分は引き続き完全な効力を有するものとします。お客様が本ソフトウェアをダウンロードする場合には、お客様は、その国の法律または米国

の法律によって本ソフトウェアの輸出が禁止される国に所在していないか、またはその国の管理下でないことを表明し、保証します。

© 2001-2007 National Instruments Corporation. All Rights Reserved.

370406K-0112

2007年06月